

21 八王子市

【概要】

- ・ 都市づくりビジョン八王子（第2次八王子市都市計画マスタープラン）において「災害に強く、しなやかな、『安全・安心』の都市づくり」を目標に掲げ、都市づくりを推進している。
- ・ ゆとりある良好な環境を創出・保全するとともに、延焼防止のための空地の確保を図るため、地区計画の敷地面積の最低限度の指定や八王子市宅地開発指導要綱により宅地の規模等を適切に誘導し、無秩序な開発の抑制に努めている。
- ・ 木造住宅密集地域については、防災性の向上に資する地区計画や新防火地域の導入に向けて調査・検討を行っている。
- ・ 市街化区域内に分布する農地は、農産物の生産の他にも災害時の避難場所や延焼遮断機能など、多面的な機能を有するオープンスペースとして位置づけられていることから、機能の永続的な保全のため、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等を推進する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

【予定】

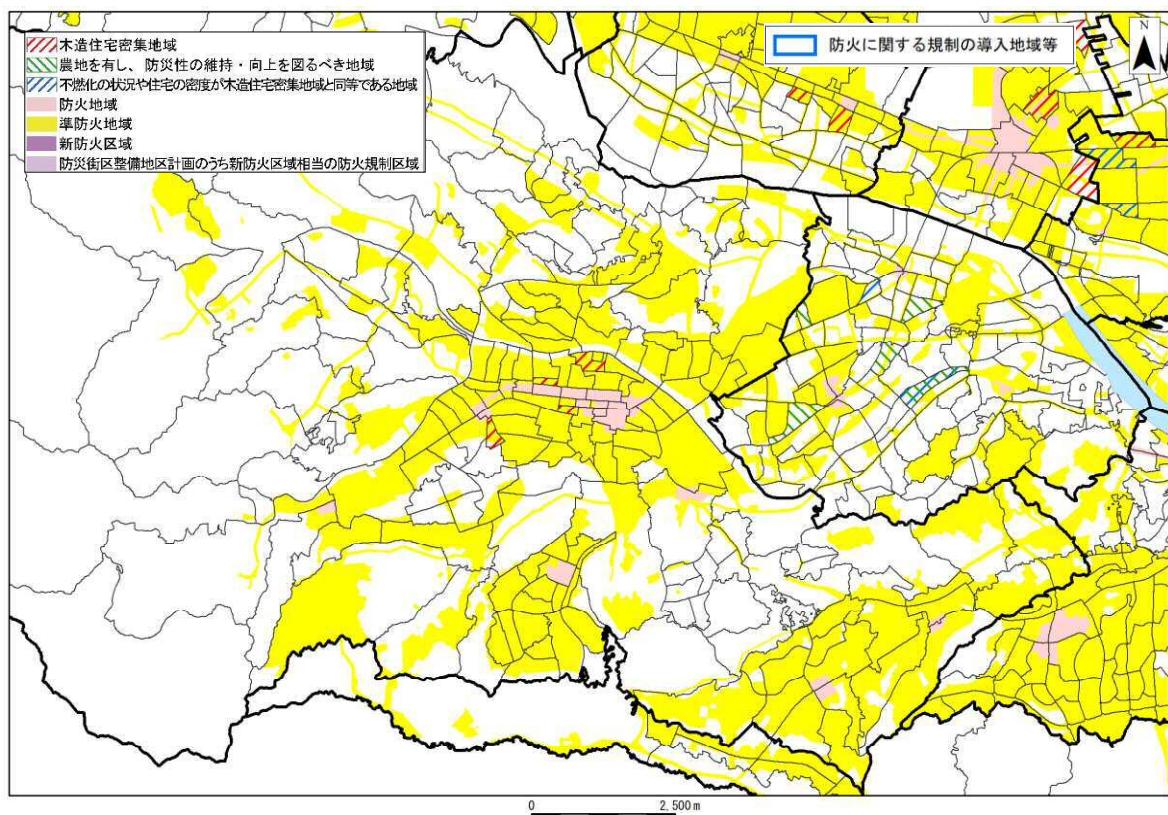
種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

【調査・検討】

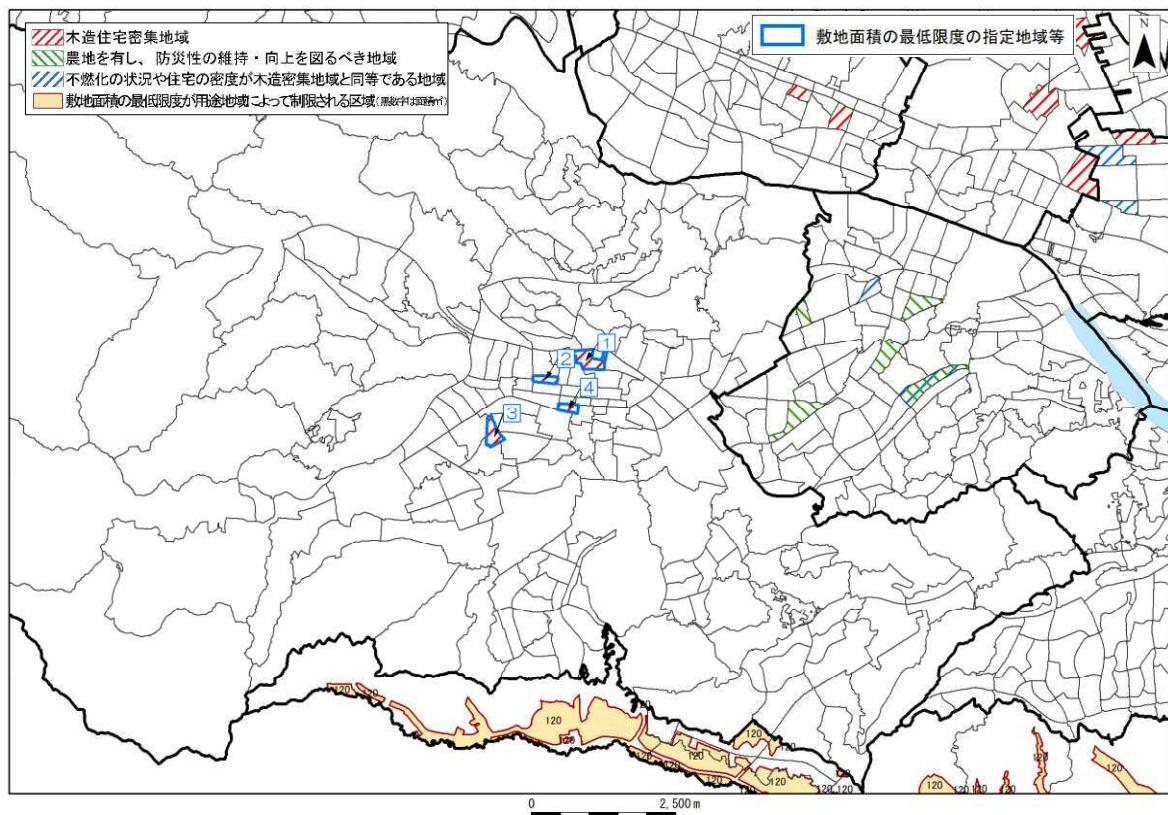
種別	No.	区域	内容	名称
最低 敷地	①	元横山町三丁目地区	地区計画など	-
	②	本郷町地区	地区計画など	-
	③	散田町一丁目地区	地区計画など	-
	④	天神町地区	地区計画など	-

注1：敷地面積の最低限度の設定については、木造住宅密集地域が市域に対して局所的であるため、当該地域を対象とする取組のみ表示している

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



22 立川市

【概要】

- 立川市都市計画マスター・プランでは、住み慣れた地域で安全で安心な生活を送ることのできるまちづくりを目指している。
- 木造住宅密集地域については、幹線道路、地区幹線道路、街区幹線道路、区画道路の整備、オープンスペースの確保、緊急車両の通行円滑化、不燃化の推進等を図る。
- また、各区域の実情に合わせて、地区計画制度を活用した道路境界線からの壁面後退、敷地面積の最低限度の設定や新防火区域の指定等を検討していく。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	立川駅北口駅前地区	敷地面積の最低限度 500 m ² 、250 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	立川駅北口駅前地区地区計画
	②	立川基地跡地関連地区	敷地面積の最低限度 3,000 m ² 、9,000 m ² (地区計画)	立川基地跡地関連地区地区計画
	③	村山工場跡地地区	敷地面積の最低限度 3,000 m ² 、5,000 m ² (地区計画)	村山工場跡地地区地区計画
	④	一番町五丁目地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	一番町五丁目地区地区計画
	⑤	立川基地跡地昭島地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	立川基地跡地昭島地区地区計画
	⑥	西武立川駅南口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	西武立川駅南口地区地区計画
	⑦	西国立駅西地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	西国立駅西地区地区計画

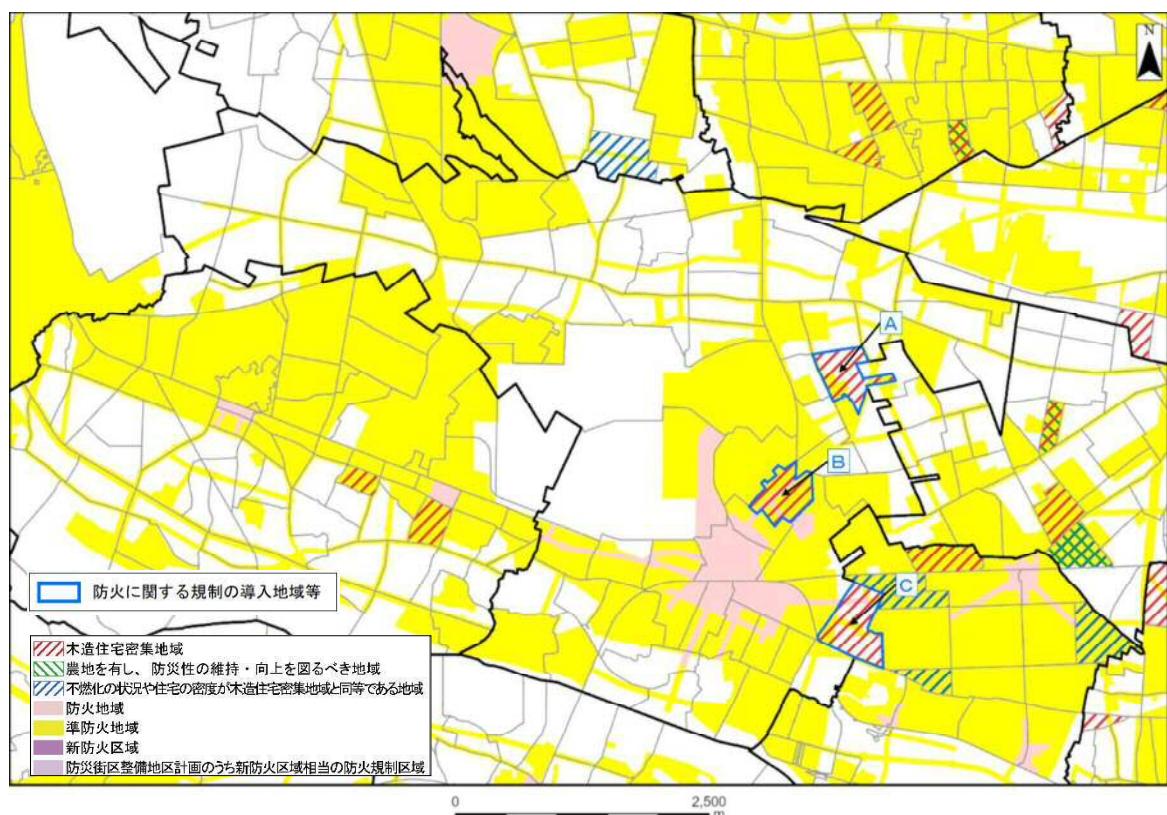
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

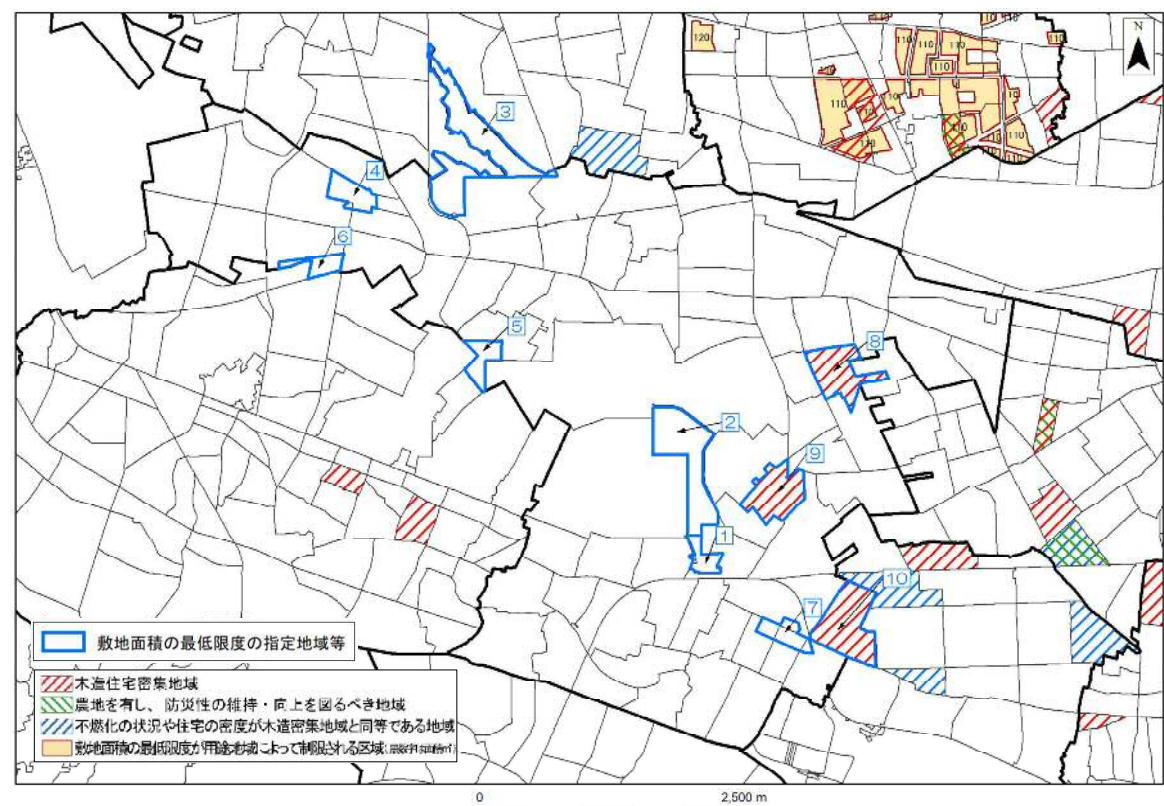
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	栄町 5 丁目	新防火区域	—
	B	高松町 2 丁目	新防火区域	—
	C	羽衣町 2 丁目	新防火区域	—
最低敷地	⑧	栄町 5 丁目	敷地面積の最低限度 (地区計画など)	—
	⑨	高松町 2 丁目	敷地面積の最低限度 (地区計画など)	—
	⑩	羽衣町 2 丁目	敷地面積の最低限度 (地区計画など)	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



23 武藏野市

【概要】

- 敷地の無秩序な細分化による日照、通風、防災性などの環境悪化を防止し、市街地の良好な環境の保全・形成を図る観点から、建築物の敷地を分割する際の敷地面積を制限する。
- 地域防災計画に基づき、公園内における防火水槽の整備を進め、また、公園・緑地のオープンスペースを確保し公共施設との連携をはかることで、発災時により広いスペースを確保できるようにしていく。
- 生産緑地については、特定生産緑地の指定により、都市農地を維持・保全する。
- 木造住宅密集地域も含め、建物の耐震補強や建替えを促進し、耐震性・耐火性の高い建物を誘導する。また、延焼を防止するスペースとして、公園緑地や公開空地の整備、さらに消防活動路となる狭い道路の整備を進める。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低 敷地	①	第一種低層住居専用地域かつ建蔽率30~40%	敷地面積の最低限度120 m ² (用途地域)	-
	②	住居系用途地域内で建蔽率50%以上	敷地面積の最低限度100 m ² (用途地域)	-

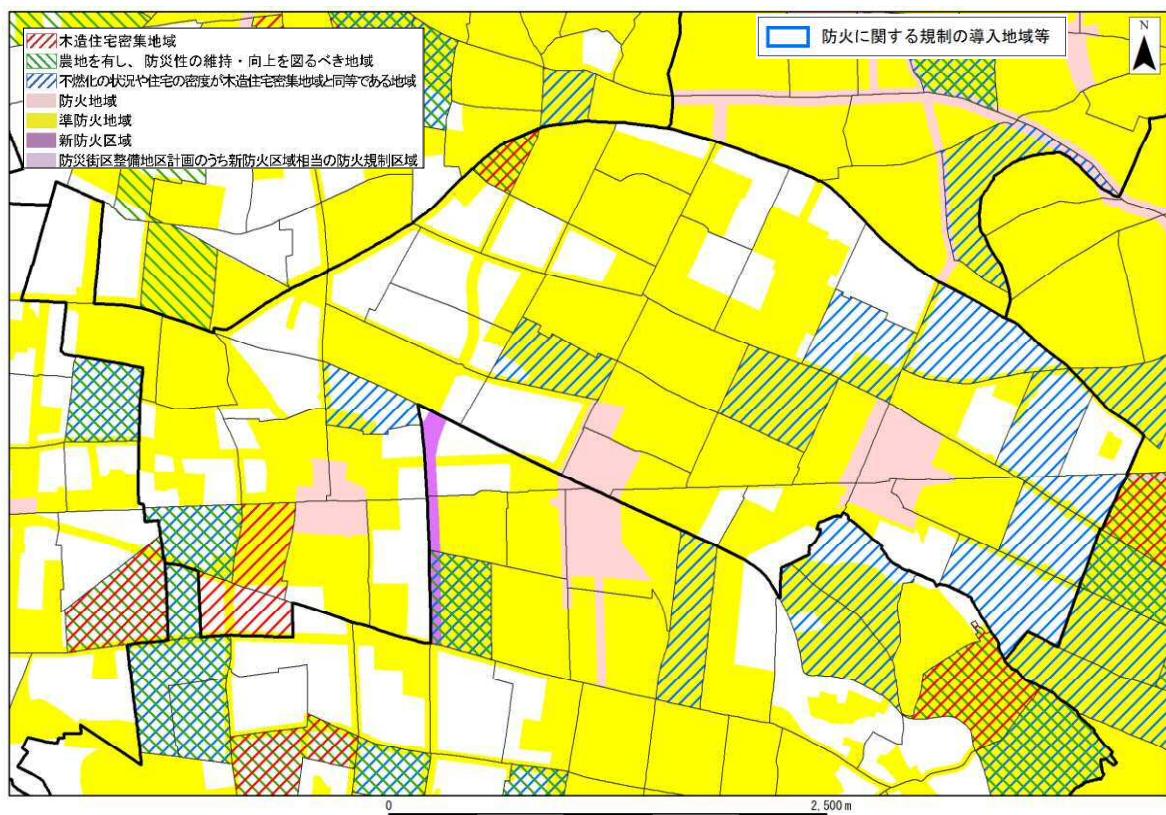
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

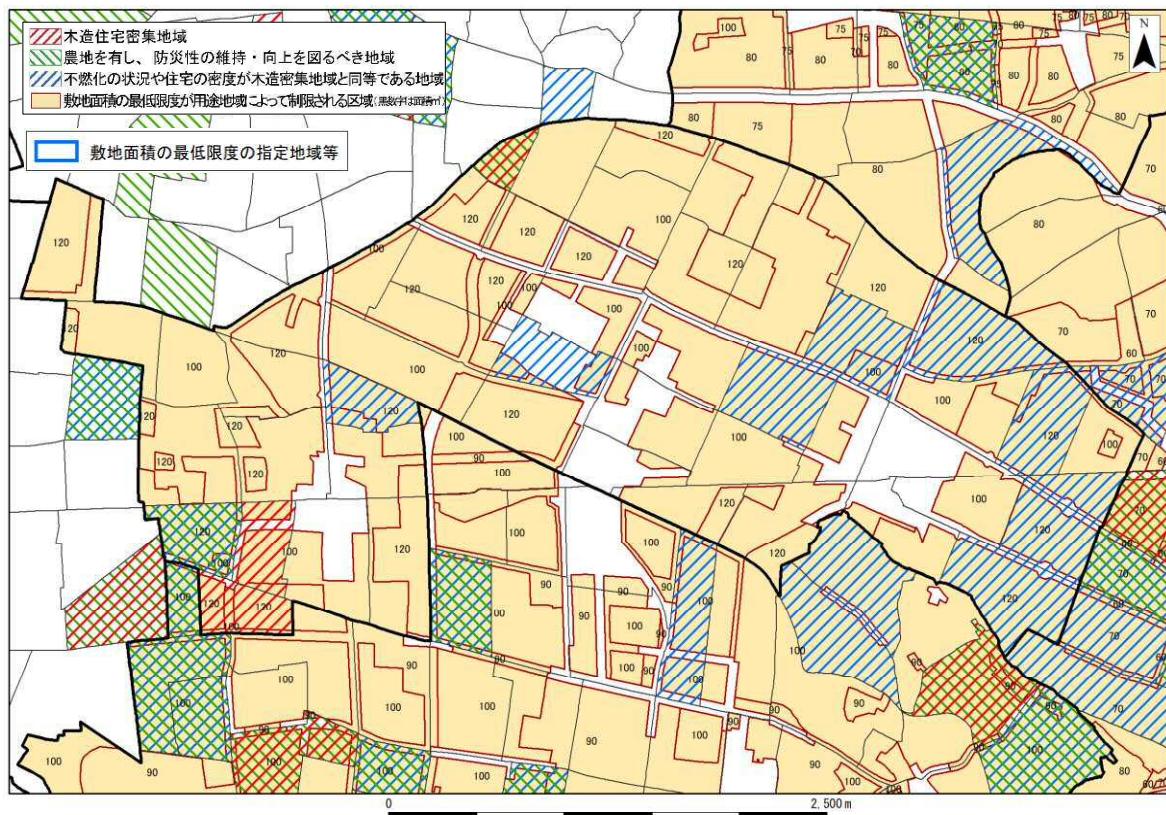
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



24 三鷹市

【概要】

- 第4次三鷹市基本計画（第2次改定）において、施策推進の理念として「市民の暮らしを守り、三鷹の魅力を高める『質の高い防災・減災まちづくり』」を掲げている。
- ゆとりある良好な環境を創出・保全するとともに、延焼防止のための空地の確保を図るため、敷地面積の最低限度の指定により、ミニ開発や無秩序な開発を防止する。
- 市街地の不燃化を促進するため、防火地域や準防火地域の指定の拡大を検討する。
- 木造住宅密集地域など、特に重点的かつ効果的な防災対策が必要とされる区域については、避難や救助活動を補完する道路の整備を誘導する地区計画や新防火区域の導入などを検討する。
- 都市農地については、防災空間としての機能を有するため、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、維持・保全する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	A	三鷹都市計画3・2・6号調布保谷線沿線	新防火区域	—
最低敷地	①	三鷹都市計画3・2・6号調布保谷線沿線	敷地面積の最低限度 75 m ² (地区計画)	調布保谷線沿線地区地区計画
	②	大沢三丁目環境緑地整備地区	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	大沢三丁目環境緑地整備地区地区計画
	③	三鷹台団地地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、150 m ² (地区計画)	三鷹台団地地区地区計画
	④	下連雀五丁目第二地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、150 m ² (地区計画)	下連雀五丁目第二地区地区計画
	⑤	第一種低層住居専用地域・第一種中高層住居専用地域かつ建蔽率50%以下	敷地面積の最低限度 100 m ² (用途地域)	—
	⑥	第一種中高層住居専用地域（一部）・第二種中高層住居専用地域・第一種住居地域・第二種住居地域・準住居地域・準工業地域（一部）かつ建蔽率60%	敷地面積の最低限度 90 m ² (用途地域)	—
	⑦	特別商業活性化地区（第3種・第4種）（住居専用住宅を建築する場合）	敷地面積の最低限度 90 m ² (特別用途地区)	—

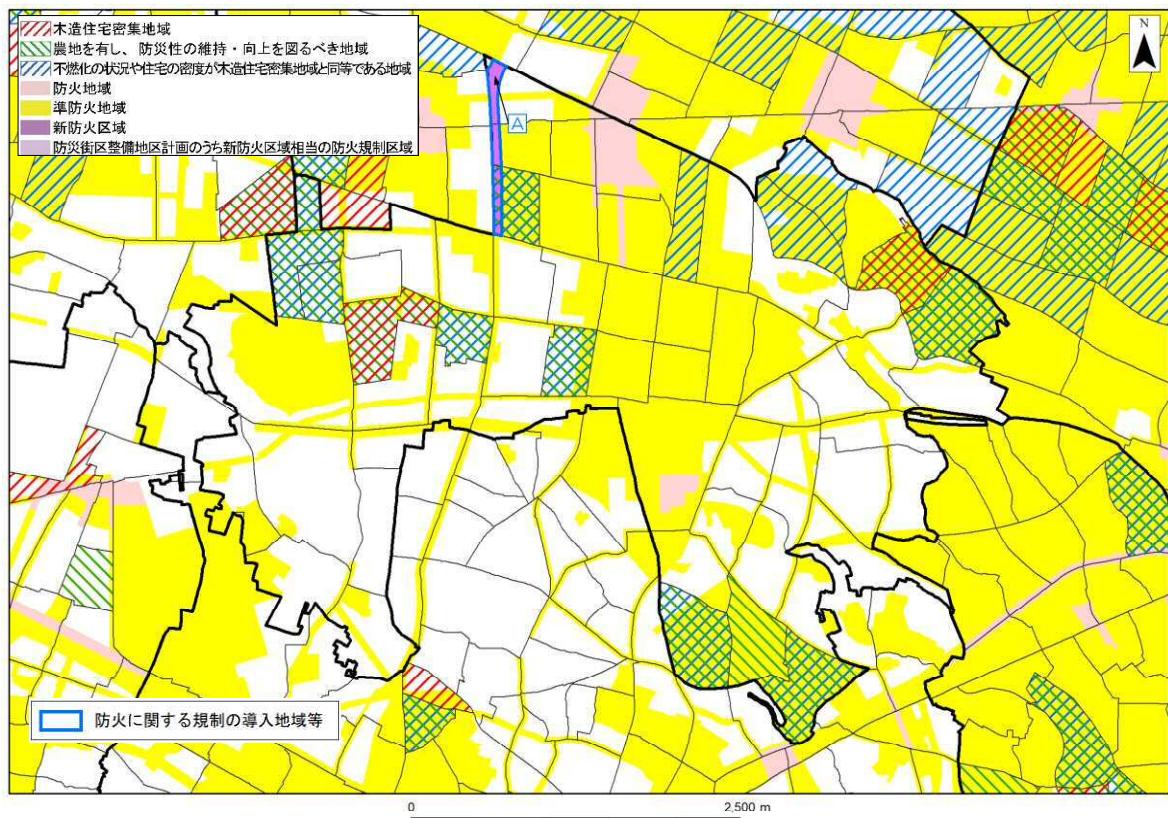
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	—	該当なし	—	—

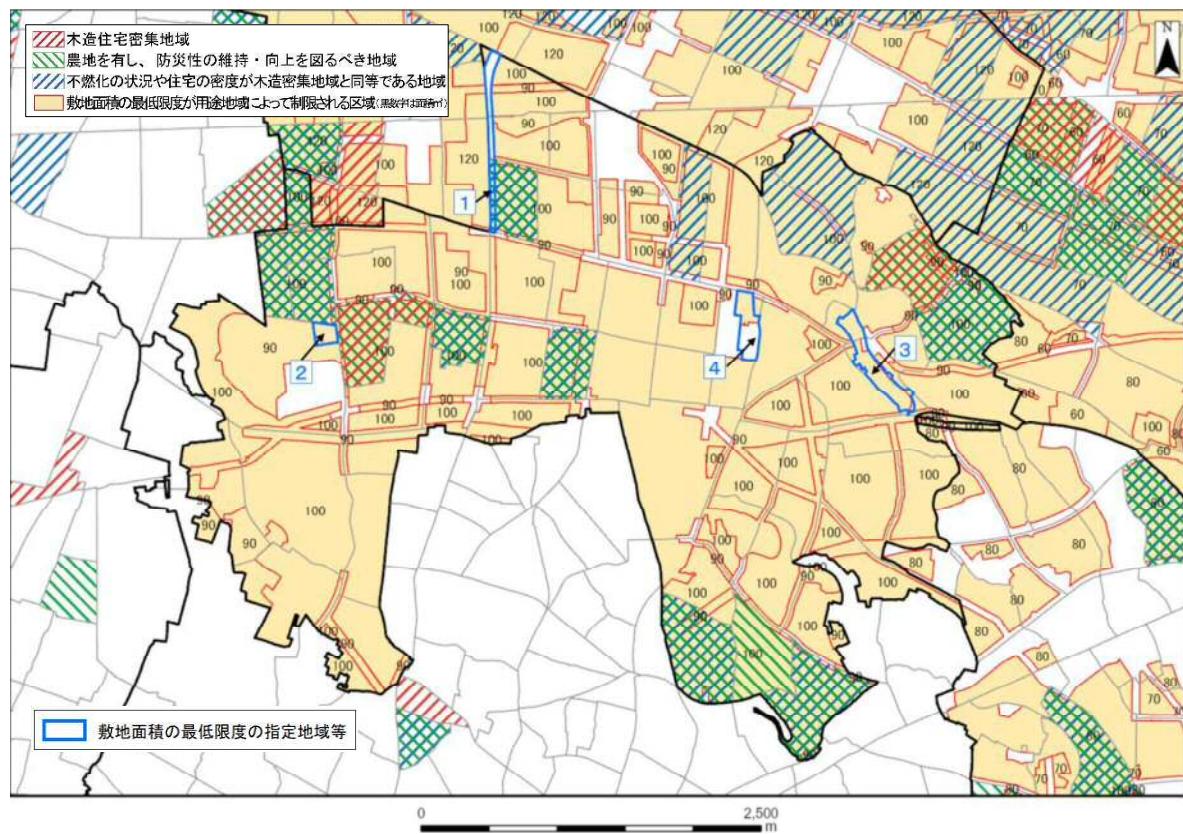
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
防火	B	全域	新防火区域など	—
最低敷地	⑧	全域	敷地面積の最低限度など (地区計画)	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



25 青梅市

【概要】

- 青梅市都市計画マスター・プランにおいて、まちづくりの基本方針に「安全・安心のまちづくりの方針」を定め、安全なまちづくりを推進している。
- 第一種低層住居専用地域の一部において、敷地面積の最低限度を定め、良好な住環境を保全・形成している。
- 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、都市農地を保全・育成する。
- 農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域については、開発条例等により適正な土地利用を誘導する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	新町地区地区計画	敷地面積の最低限度 110 m ² (地区計画)	新町地区地区計画
	②	青梅駅前西地区地区計画	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	青梅駅前西地区地区計画
	③	第一種低層住居専用地域（一部）	敷地面積の最低限度 120 m ² (用途地域)	-
	④	市街化区域	敷地面積の最低限度 120 m ²	青梅市開発行為等の基準および手続に関する条例
	⑤	青梅インターチェンジ北側地区	敷地面積の最低限度 500 m ² 、30,000 m ² (地区計画)	青梅インターチェンジ北側地区地区計画

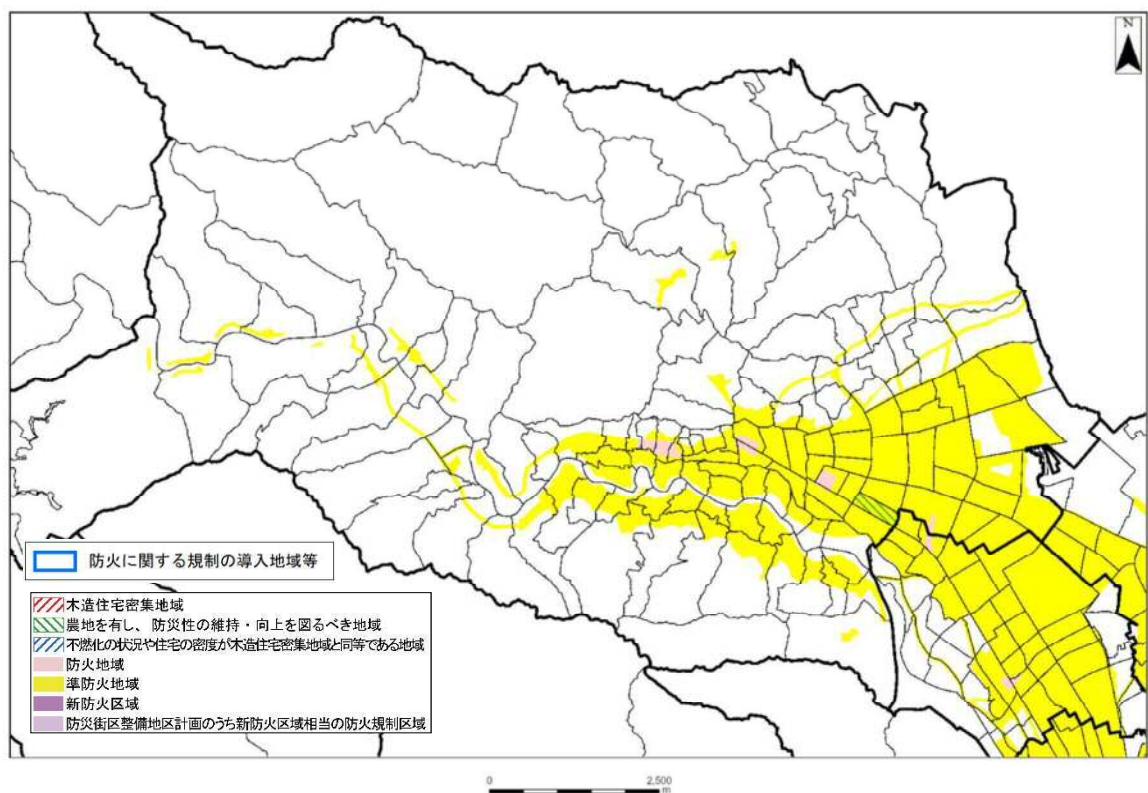
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

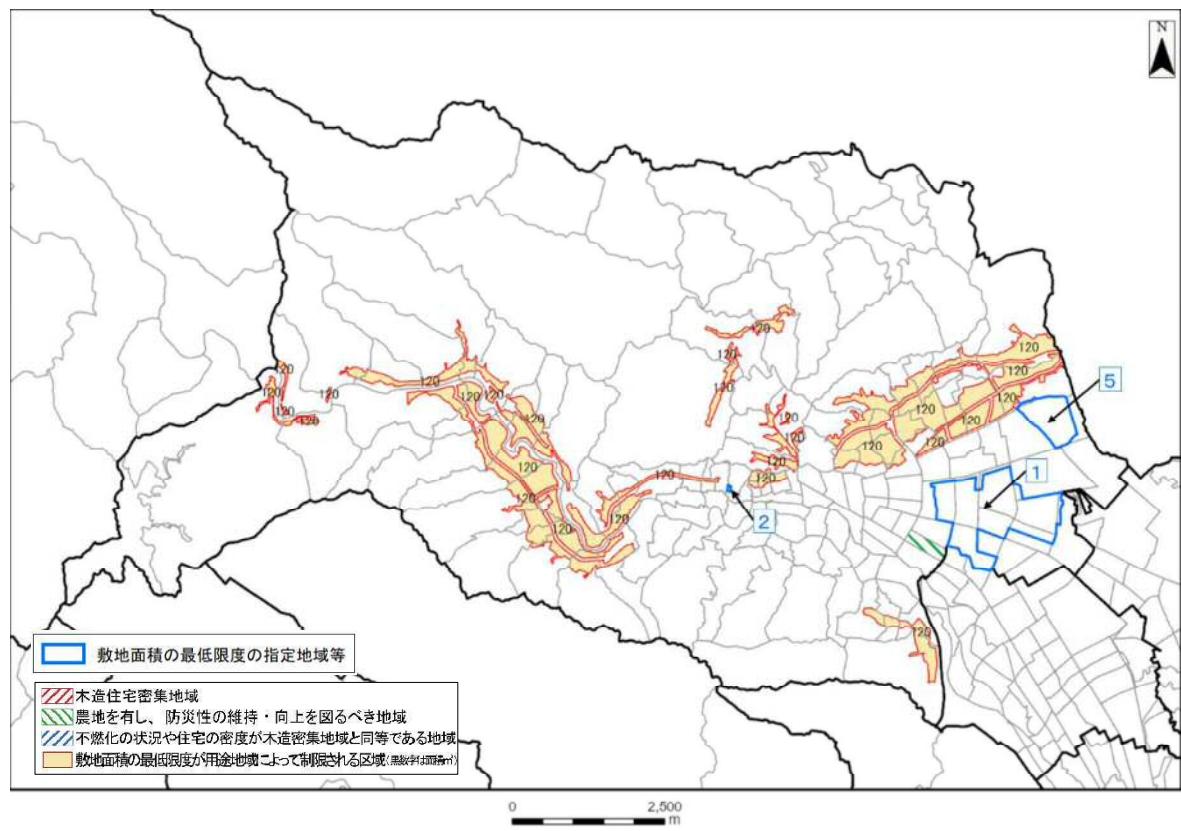
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



26 府中市

【概要】

- 府中市都市計画に関する基本的な方針において、「きずなを紡ぎ未来を拓く心ゆたかに暮らせるまち府中」を将来都市像として定め、施策を展開している。
- 都市計画法第29条の開発行為や建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路の指定に伴う一宅地の区画面積については、指定容積率が100%以下である場合は110m²以上、また指定容積率が100%を超える場合は100m²以上、それぞれ確保するものと定めている。
- 府中市全体で狭い道路の解消を目的とした、狭い道路拡幅整備事業を実施している。
- 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、都市農地を維持・保全している。
- 北山町・西原町地区においては、地区計画による敷地面積の最低限度の導入の検討を地区のまちづくり協議会と進めた。
- 新町・栄町地区においては、地区計画による敷地面積の最低限度の導入の検討を地区のまちづくり協議会と進めた。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	小柳町六丁目西武住宅地区	敷地面積の最低限度 145 m ² (地区計画)	小柳町六丁目西武住宅地区地区計画
	②	日鋼町地区	敷地面積の最低限度 2,000 m ² 、4,000 m ² (地区計画)	日鋼町地区地区計画
	③	多磨町一丁目住宅地区	敷地面積の最低限度 125 m ² (地区計画)	多磨町一丁目住宅地区地区計画
	④	西府駅周辺地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、500 m ² (地区計画)	西府駅周辺地区地区計画
	⑤	住吉町五丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	住吉町五丁目地区地区計画
	⑥	若松町二丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	若松町二丁目地区地区計画
	⑦	幸町二丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	幸町二丁目地区地区計画
	⑧	朝日町三丁目地区	敷地面積の最低限度 3,000 m ² (地区計画)	朝日町三丁目地区地区計画
	⑨	多磨駅東地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² 、20,000 m ² (地区計画)	多磨駅東地区地区計画
	⑩	天神町一丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	天神町一丁目地区地区計画
	⑪	日新町四丁目地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	日新町四丁目地区地区計画
	⑫	四谷五丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、5,000 m ² (地区計画)	四谷五丁目地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	13	白糸台三丁目地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	白糸台三丁目地区地区計画
	14	晴見町地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、130 m ² 、1,000 m ² 、 6,000 m ² 、10,000 m ² (地区計画)	晴見町地区地区計画
	15	南町四丁目・住吉町二丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	南町四丁目・住吉町二丁目地 区地区計画
	16	矢崎町一丁目地区	敷地面積の最低限度 110 m ² 、500 m ² 、2,000 m ² (地区計画)	矢崎町一丁目地区地区計画
	17	全域	敷地面積の最低限度 100、110 m ²	府中市開発事業に関する指導 要綱

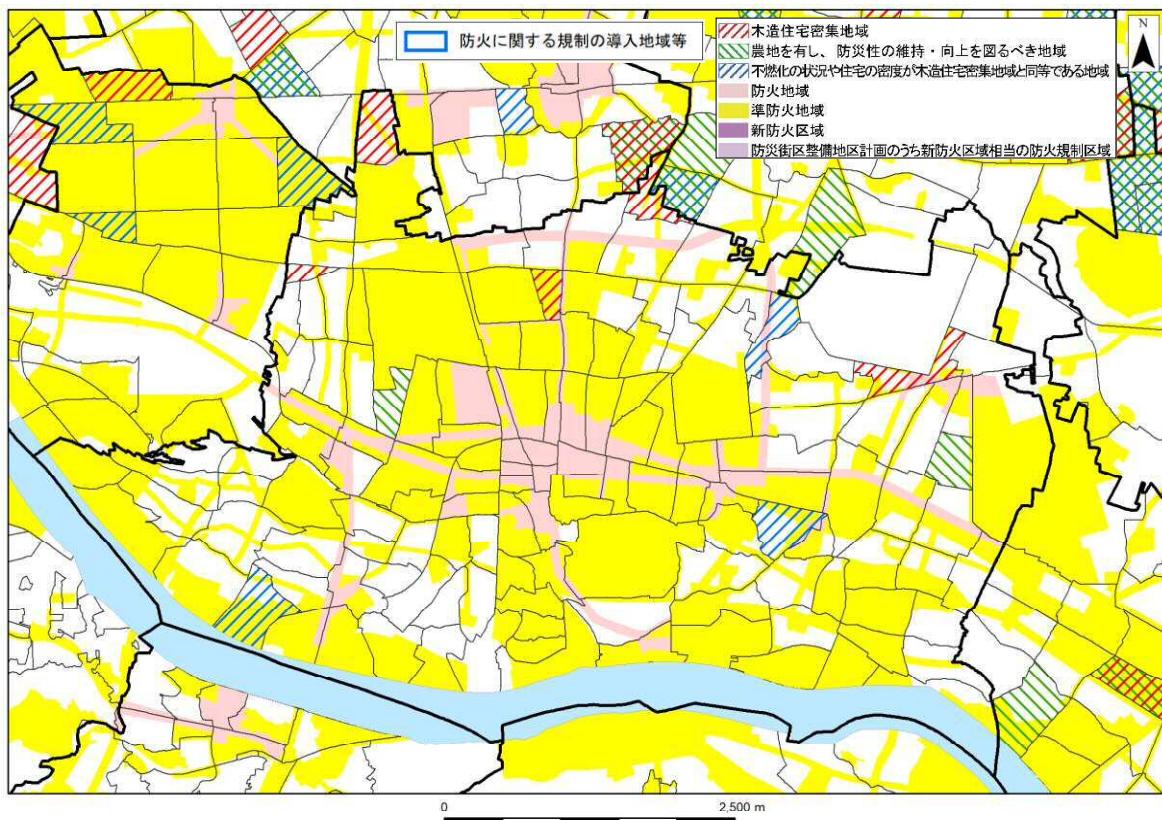
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	18	北山町・西原町地区	敷地面積の最低限度 (地区計画)	北山町・西原町地区地区計画 (仮称)
	19	新町・栄町地区	敷地面積の最低限度 (地区計画)	新町・栄町地区地区計画 (仮 称)

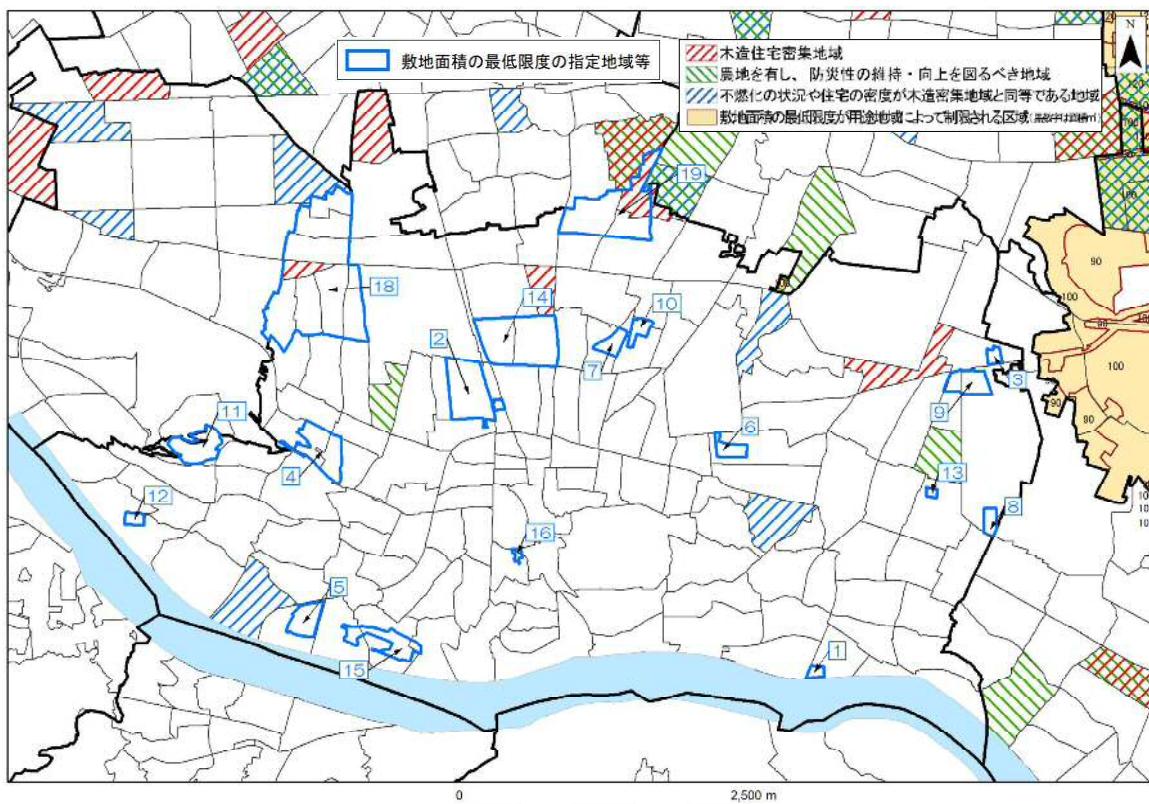
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



27 昭島市

【概要】

- 昭島市総合基本計画において、「安全で安心なまちづくり」を目指している。
- 市内全域を対象として、敷地細分化の抑制や良好な市街地整備のため、宅地開発等指導要綱や地区計画等を活用していく。
- 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、都市農地を維持・保全する。
- 中神町及び宮沢町の一部地域において、第1種低層住居専用地域へ新たに準防火地域を指定した。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	[1]	田中町一丁目地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	田中町一丁目地区地区計画
	[2]	中神駅北口駅前地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	中神駅北口駅前地区地区計画
	[3]	昭島駅北口駅前地区	敷地面積の最低限度 300 m ² 、500 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	昭島駅北口駅前地区地区計画
	[4]	拝島駅南口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	拝島駅南口地区地区計画
	[5]	立川基地跡地昭島地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、115 m ² 、250 m ² 、 1,000 m ² (地区計画)	立川基地跡地昭島地区地区計画
	[6]	西武立川駅南口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	西武立川駅南口地区地区計画
	[7]	都営中神アパート周辺地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、1,000 m ² (地区計画)	都営中神アパート周辺地区地区計画
	[8]	つつじが丘地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (地区計画)	つつじが丘地区地区計画
	[9]	昭島中央線沿線地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	昭島中央線沿線地区地区計画
	[10]	全域	敷地面積の最低限度 100 m ² 、115 m ²	昭島市宅地開発等指導要綱
	[11]	中神駅北側地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	中神駅北側地区地区計画

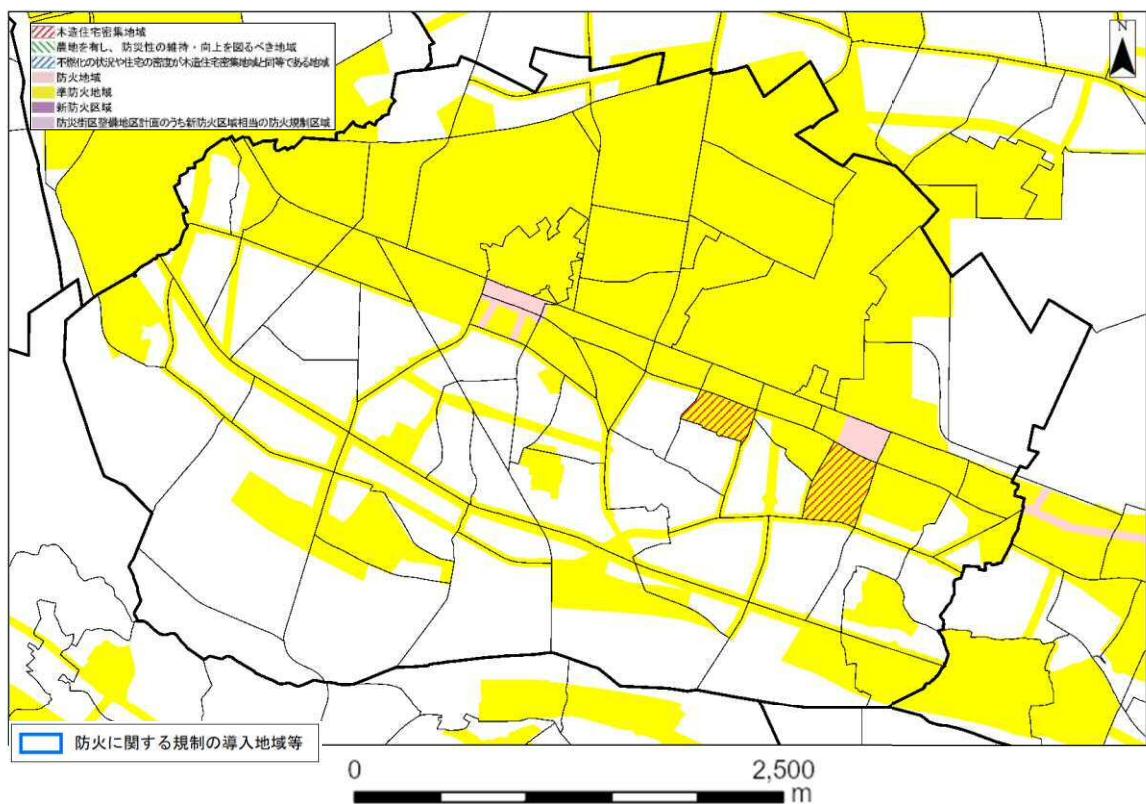
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

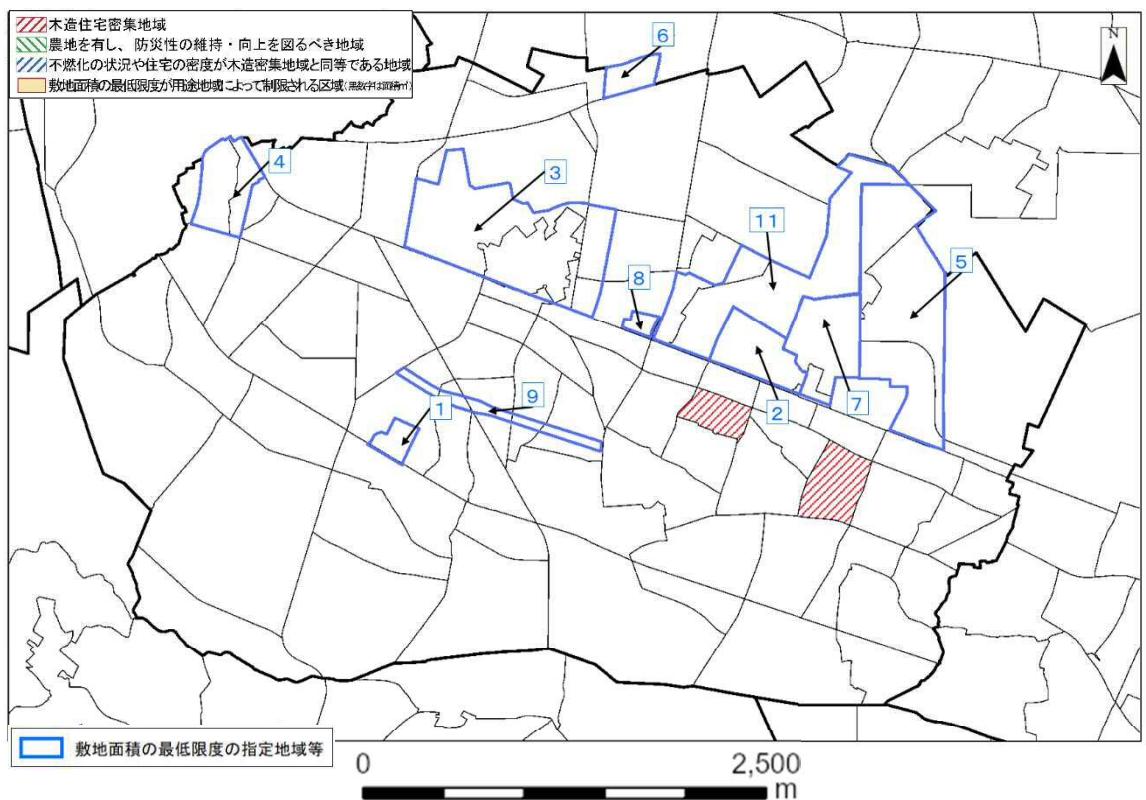
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



28 調布市

【概要】

- ・ 調布市都市計画マスターplanにおいて、「だれもが安全・安心・快適に暮らせるまち」をまちづくりの方向の1つとして設定し、まちづくりを推進している。
- ・ 都市計画法第29条の開発行為（500m²以上）や建築基準法第42条第1項第5号の位置指定道路の指定に伴う一宅地の区画面積については、調布市開発事業指導要綱において、最低100m²以上確保するものと定めている。
- ・ 木造住宅密集地域や農地を有し、防災性の維持・向上を図るべき地域等については、住宅の耐震・耐火促進等により、防災性の向上を促進する。また、細街路等の閉塞リスクが高い場所では、狭い道路の拡幅や民間開発事業における空地整備等の誘導により、円滑な避難や消防活動を行うための経路確保に努める。
- ・ 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、都市農地を維持・保全する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	仙川駅周辺地区	敷地面積の最低限度 50m ² 、165m ² 、250m ² 、 1,000m ² 、1,500m ² (地区計画)	仙川駅周辺地区地区計画
	②	調布駅周辺地区	敷地面積の最低限度 300m ² 、500m ² 、1,000m ² 、 2,000m ² (地区計画)	調布駅周辺地区地区計画
	③	布田六丁目地区	敷地面積の最低限度 110m ² (地区計画)	布田六丁目地区地区計画
	④	国領駅周辺地区	敷地面積の最低限度 120m ² 、200m ² 、1,000m ² (地区計画)	国領駅周辺地区地区計画
	⑤	緑ヶ丘二丁目地区	敷地面積の最低限度 1,000m ² (地区計画)	緑ヶ丘二丁目地区地区計画
	⑥	布田地区	敷地面積の最低限度 100m ² (地区計画)	布田地区地区計画
	⑦	西調布駅周辺地区	敷地面積の最低限度 100m ² (地区計画)	西調布駅周辺地区地区計画
	⑧	飛田給駅周辺地区	敷地面積の最低限度 100m ² 、3,000m ² (地区計画)	飛田給駅周辺地区地区計画
	⑨	富士見町3丁目地区	敷地面積の最低限度 5,000m ² (地区計画)	富士見町3丁目地区地区計画
	⑩	西町地区	敷地面積の最低限度 10,000m ² (地区計画)	西町地区地区計画
	⑪	入間町周辺地区	敷地面積の最低限度 5,000m ² (地区計画)	入間町周辺地区地区計画
	⑫	国領町八丁目周辺地区	敷地面積の最低限度 5,000m ² (地区計画)	国領町八丁目・和泉本町四丁目周辺地区地区計画
	⑬	多摩川住宅地区	敷地面積の最低限度 1,000m ² 、2,000m ² 、5,000m ² (地区計画)	多摩川住宅地区地区計画
	⑭	京王多摩川駅周辺地区	敷地面積の最低限度 4,000m ² 、 100m ² (地区計画)	京王多摩川駅周辺地区地区計画

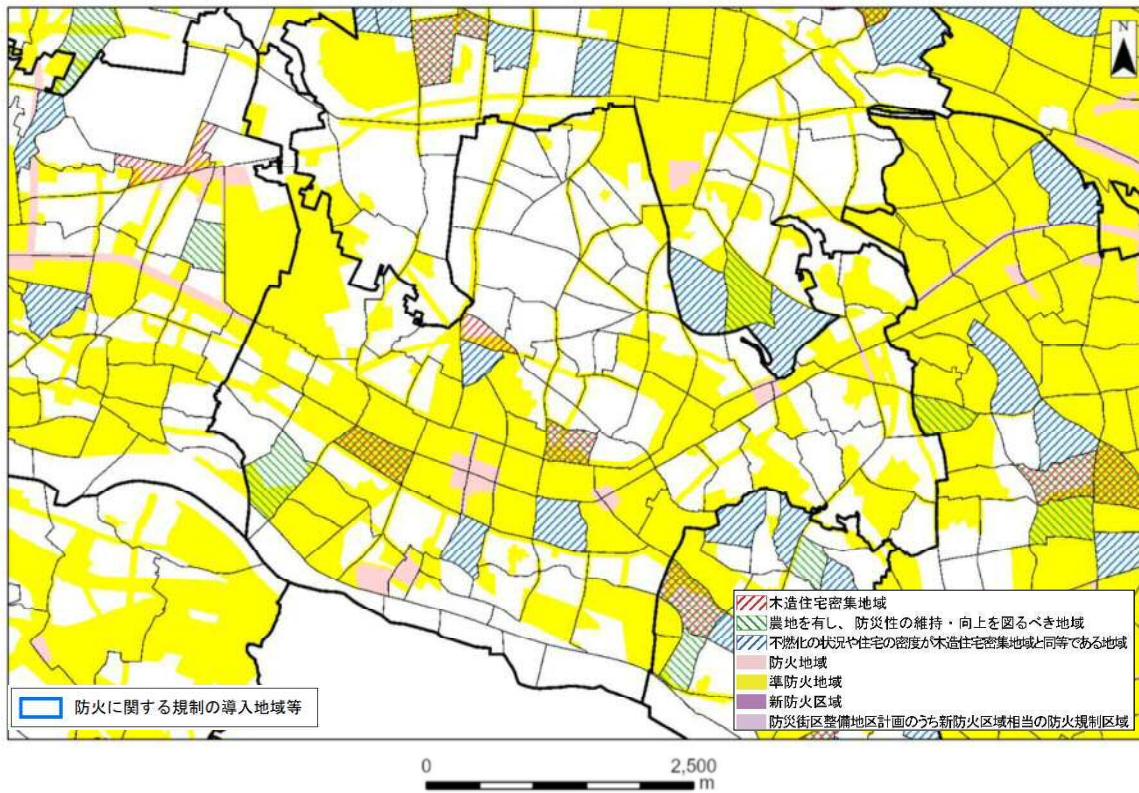
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

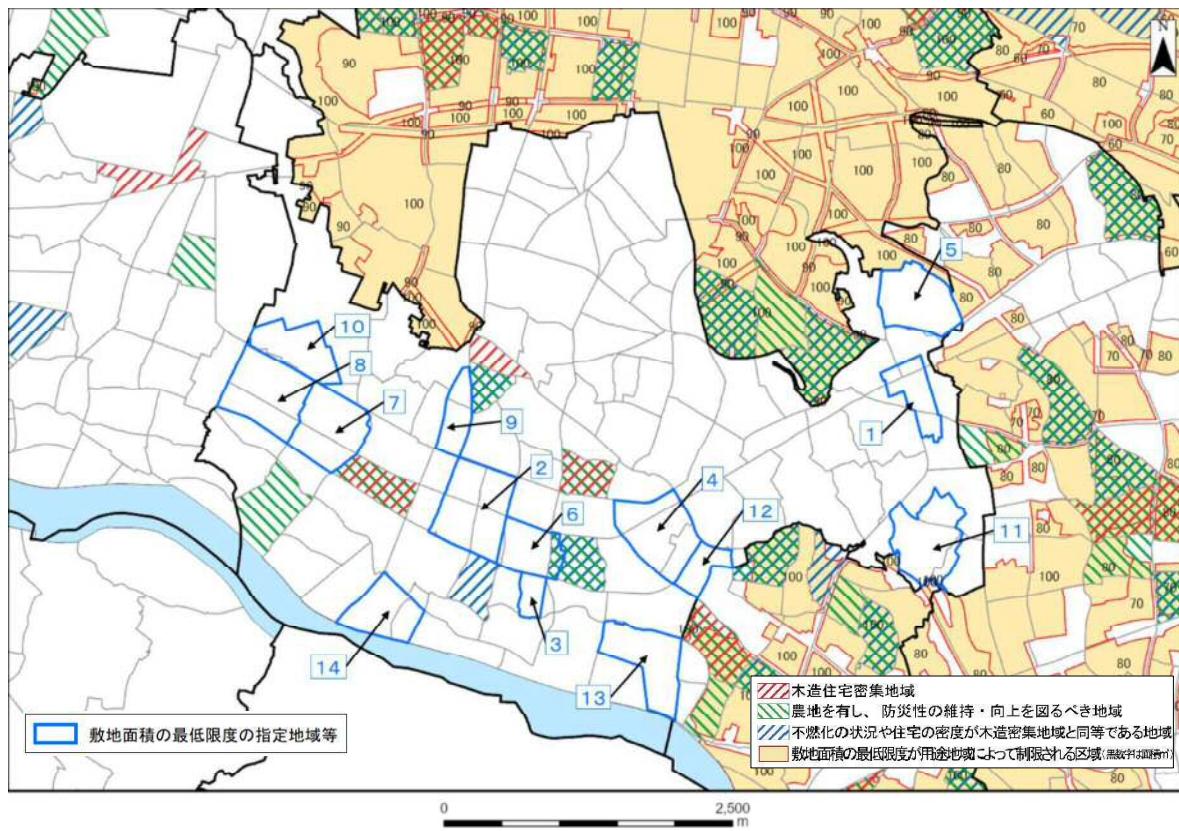
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
-	-	該当なし	-	-

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



29 町田市

【概要】

- 町田市都市づくりのマスタープラン（2022年3月策定）において、「どんなときもみんなが安全で安心できる環境をつくる」を、都市づくりのポリシーのひとつに掲げ、まちづくりを進めいく。
- 第一種低層住居専用地域及び第二種低層住居専用地域において、建築物の敷地面積の最低限度を120m²に制限し、敷地の細分化による防災性の低下を防ぐよう努めている。
- 都市計画法第29条の開発行為にあたっては、「町田市宅地開発事業に関する条例（2022年3月改定）」により敷地面積の最低限度等を適切に誘導し、無秩序な開発の抑制に努めている。
- 非常災害時の避難場所等として使用するなど、防災上の効果が期待できる場として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により都市農地の維持・保全を図る。
- 防災性の向上が求められる金森一丁目、玉川学園八丁目及び成瀬が丘三丁目について、新防火区域の指定等を検討する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	[1]	三輪地区	敷地面積の最低限度 165m ² 、200m ² (地区計画)	三輪地区地区計画
	[2]	高ヶ坂地区	敷地面積の最低限度 150m ² 、165m ² (地区計画)	高ヶ坂地区地区計画
	[3]	薬師台地区	敷地面積の最低限度 160m ² (地区計画)	薬師台地区地区計画
	[4]	竹桜地区	敷地面積の最低限度 150m ² (地区計画)	竹桜地区地区計画
	[5]	馬駄地区	敷地面積の最低限度 150m ² (地区計画)	馬駄地区地区計画
	[6]	金井地区	敷地面積の最低限度 150m ² 、165m ² (地区計画)	金井地区地区計画
	[7]	金井関山地区	敷地面積の最低限度 150m ² 、165m ² (地区計画)	金井関山地区地区計画
	[8]	小山サニータウン地区	敷地面積の最低限度 165m ² (地区計画)	小山サニータウン地区地区計画
	[9]	忠生第二地区	敷地面積の最低限度 150m ² 、500m ² (地区計画)	忠生第二地区地区計画
	[10]	成瀬東地区	敷地面積の最低限度 180m ² 、200m ² (地区計画)	成瀬東地区地区計画
	[11]	鶴川第二地区	敷地面積の最低限度 150m ² (地区計画)	鶴川第二地区地区計画
	[12]	下小山田地区	敷地面積の最低限度 150m ² 、200m ² (地区計画)	下小山田地区地区計画
	[13]	野津田中央地区	敷地面積の最低限度 165m ² (地区計画)	野津田中央地区地区計画
	[14]	野津田薬師池下地区	敷地面積の最低限度 165m ² 、200m ² (地区計画)	野津田薬師池下地区地区計画

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	15	鶴川駅北地区	敷地面積の最低限度 100 m ² (地区計画)	鶴川駅北地区地区計画
	16	小野路地区	敷地面積の最低限度 140 m ² (地区計画)	小野路地区地区計画
	17	上小山田杉谷戸地区	敷地面積の最低限度 140 m ² (地区計画)	上小山田杉谷戸地区地区計画
	18	小山町馬場地区	敷地面積の最低限度 145 m ² (地区計画)	小山町馬場地区地区計画
	19	能ヶ谷北部地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	能ヶ谷北部地区地区計画
	20	能ヶ谷中央地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	能ヶ谷中央地区地区計画
	21	能ヶ谷東部地区	敷地面積の最低限度 165 m ² (地区計画)	能ヶ谷東部地区地区計画
	22	野津田東地区	敷地面積の最低限度 140 m ² (地区計画)	野津田東地区地区計画
	23	弥生ヶ丘地区	敷地面積の最低限度 120 m ² (地区計画)	弥生ヶ丘地区地区計画
	24	金井中央地区	敷地面積の最低限度 140 m ² (地区計画)	金井中央地区地区計画
	25	小山御嶽堂沼地区	敷地面積の最低限度 150 m ² (地区計画)	小山御嶽堂沼地区地区計画
	26	小山三ツ目山西地区	敷地面積の最低限度 145 m ² (地区計画)	小山三ツ目山西地区地区計画
	27	野津田丸山地区	敷地面積の最低限度 145 m ² (地区計画)	野津田丸山地区地区計画
	28	山崎第一地区	敷地面積の最低限度 120 m ² 、500 m ² (地区計画)	山崎第一地区地区計画
	29	小山ヶ丘東地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、 500 m ² (地区計画)	小山ヶ丘東地区地区計画
	30	まちだテクノパーク地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、500 m ² (地区計画)	まちだテクノパーク地区地区計画
	31	多摩境駅前地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、500 m ² (地区計画)	多摩境駅前地区地区計画
	32	小山ヶ丘西地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、500 m ² (地区計画)	小山ヶ丘西地区地区計画
	33	山崎町横峰地区	敷地面積の最低限度 140 m ² (地区計画)	山崎町横峰地区地区計画
	34	木曾山崎地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	木曾山崎地区地区計画
	35	相原駅西口地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、120 m ² (地区計画)	相原駅西口地区地区計画
	36	南町田グランベリーパーク駅周辺地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	南町田グランベリーパーク駅周辺地区地区計画
	37	小山片所地区	敷地面積の最低限度 140 m ² (地区計画)	小山片所地区地区計画
	38	小山田桜台地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、300 m ² (地区計画)	小山田桜台地区地区計画
	39	相原駅東口地区	敷地面積の最低限度 65 m ² 、100 m ² 、120 m ² (地区計画)	相原駅東口地区地区計画
	40	第一種低層住居専用地域	敷地面積の最低限度 120 m ² (用途地域)	—
	41	第二種低層住居専用地域	敷地面積の最低限度 120 m ² (用途地域)	—

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	42	境川団地地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	境川団地地区地区計画
	43	鶴川駅南地区	敷地面積の最低限度 100 m ² 、150 m ² (地区計画)	鶴川駅南地区地区計画
	44	第一種教育環境整備地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (特別用途地区、町田市教育環境整備地区建築条例)	特別用途地区 第一種教育環境整備地区
	45	第二種教育環境整備地区	敷地面積の最低限度 1,000 m ² (特別用途地区、町田市教育環境整備地区建築条例)	特別用途地区 第二種教育環境整備地区
	46	全域	敷地面積の最低限度 100 m ² 、120 m ² 、125 m ² 、130 m ² (町田市宅地開発事業に関する条例)	町田市宅地開発事業に関する条例

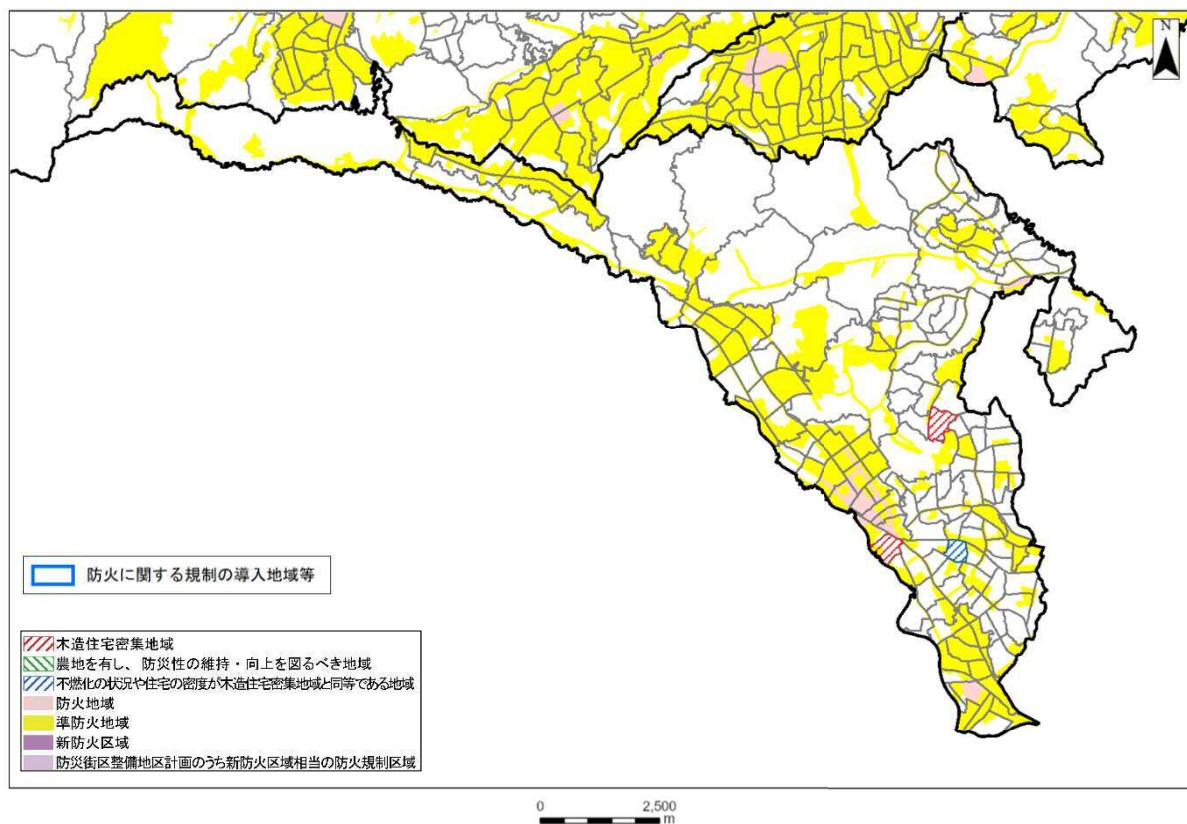
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	-	該当なし	—	—

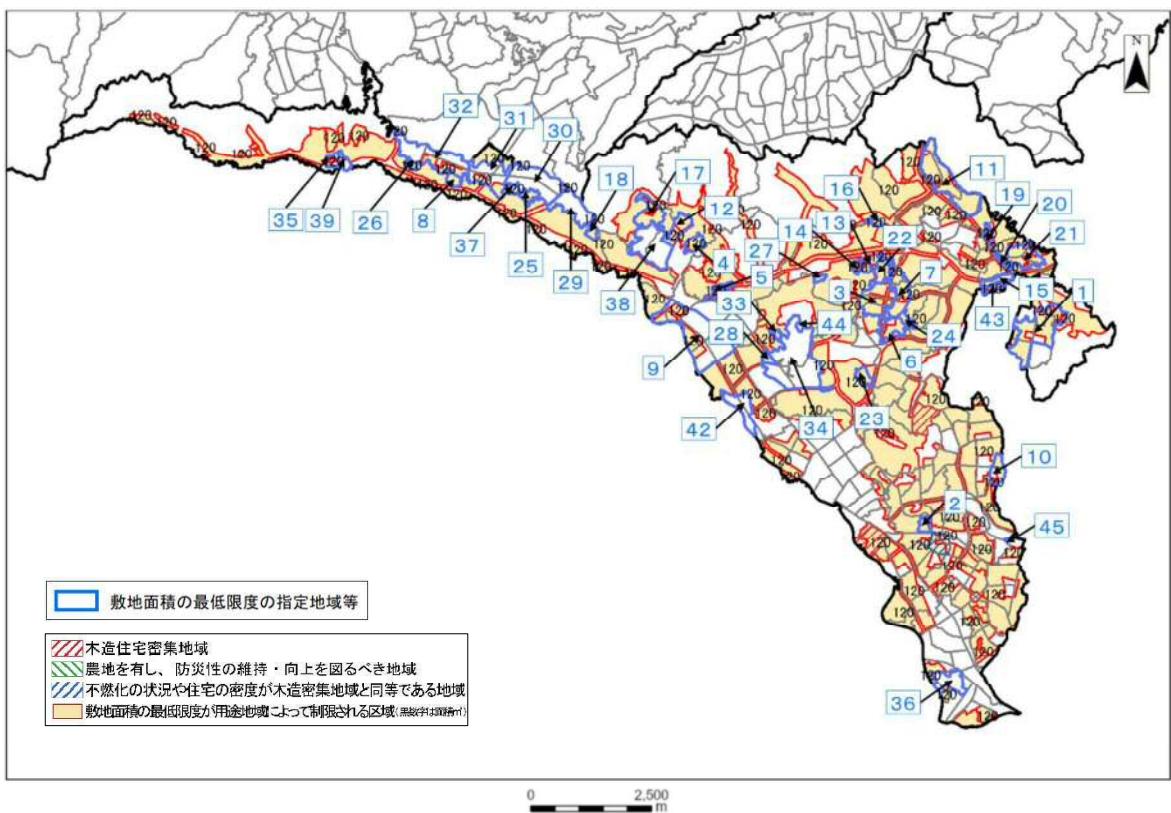
【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
—	-	該当なし	—	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等



30 小金井市

【概要】

- ・ 小金井市都市計画マスタープランでは、安全・安心なまちづくりに向けた目標を定め、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちを目指している。
- ・ 市全域を対象として、防災性の向上を図るため、敷地面積の最低限度や新防火区域の導入等に関する調査・検討を進めていく。
- ・ 防災上重要な役割を担っている空間として、生産緑地地区や特定生産緑地の指定等により、都市農地を維持・保全する。

【実施中】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	①	武蔵小金井駅南口地区	敷地面積の最低限度 500 m ² (地区計画)	武蔵小金井駅南口地区地区計画
	②	東小金井駅北口地区	敷地面積の最低限度 150 m ² 、120 m ² (地区計画)	東小金井駅北口地区地区計画
	③	梶野町三丁目地区	敷地面積の最低限度 400 m ² 、120 m ² (地区計画)	梶野町三丁目地区地区計画
	④	前原町四丁目 1 番の一部	敷地面積の最低限度 100 m ² (用途地域)	—
	⑤	全域	敷地面積の最低限度 120 m ² 、100 m ²	小金井市宅地開発等指導要綱

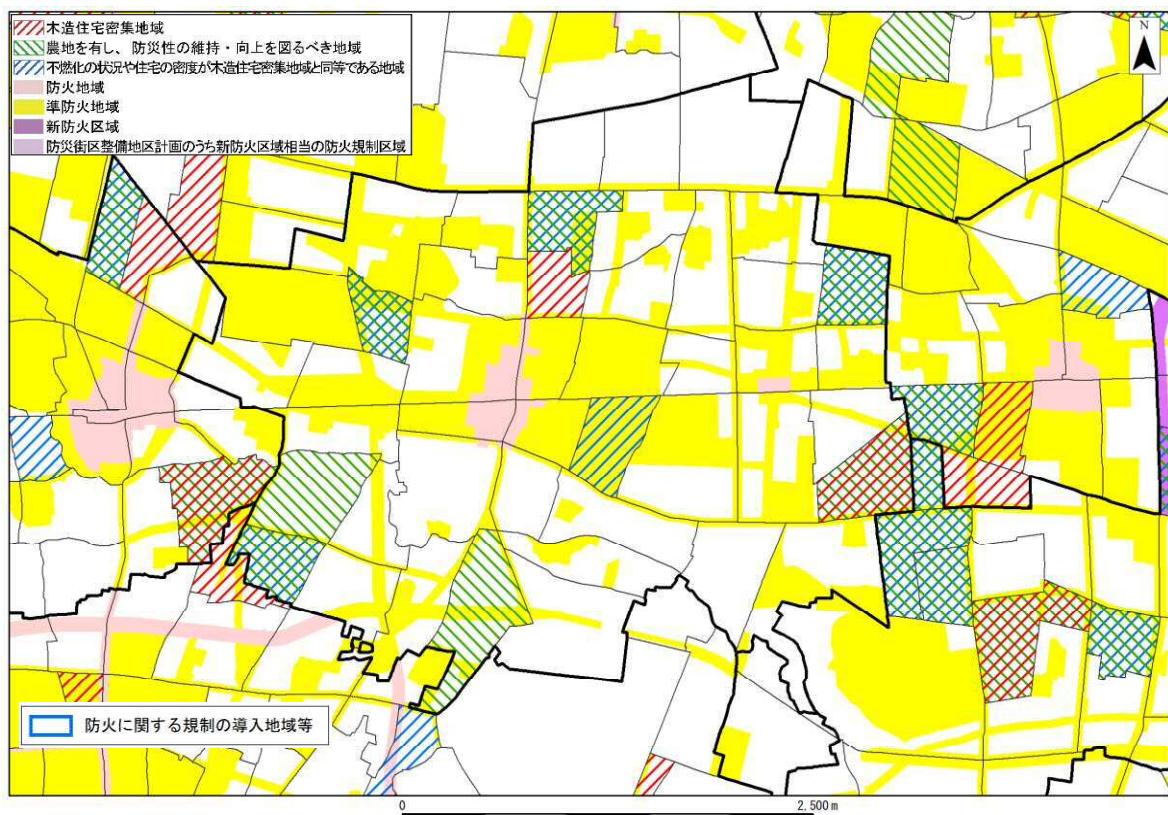
【予定】

種別	No.	区域	内容	名称
—	-	該当なし	—	—

【調査・検討】

種別	No.	区域	内容	名称
最低敷地	⑥	全域	敷地面積の最低限度 (地区計画など)	—

防火に関する規制の導入地域等



敷地面積の最低限度の指定地域等

